

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集

7月19日で任期満了となる農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

☎ 町農業委員会 ☎ 286 - 3277

共通の事項

任期 令和5年7月20日～令和8年7月19日(3年間)

応募方法 推薦・応募用紙(農業委員会窓口か町ホームページで入手可)に必要事項を記入し、農業委員会に持参か郵送

持参 土・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分

郵送 〒861 - 2295
益城町農業委員会あて

受付期間 4月3日(月)～5月2日(火)
※郵送の場合、当日消印有効

選考方法 候補者選考(選定)委員会で提出書類を基に選考(必要に応じて面接などを行う場合あり)

その他 応募状況(応募者名、推薦者名、職業、年齢、経歴など)を受付期間中と期間終了後の2回、町ホームページなどで公表します

農業委員

募集人数 14人

資格要件 農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進など、その職務を適切に行うことができる人

主な業務 総会(毎月開催)などへの出席/農地法などの権限に属する事項の調査、審議、指導/農地などの利用の最適化の推進活動

委員報酬 年額255,600円(活動実績に応じて能率給の加算あり)

農地利用最適化推進委員

募集人数 16人(担当区域あり)

資格要件 農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人

主な業務 総会などへの出席(隔月)/農地などの利用の最適化(①担い手への農地集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)の推進活動と業務に伴う現地調査、指導

委員報酬 年額230,000円(活動実績に応じて能率給の加算あり)

※どちらの委員も、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない/禁錮以上の刑の執行が終了していないか受けることがなくなるまでの人は、委員になることができません。

STOP! 農地の違反転用

農地転用とは

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に転用することです。農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も転用になります。

農地転用には事前に許可が必要

農地転用をする場合は、農地法4条(農地の所有者が自らの農地を農地以外のものに転用)か5条(農地の所有者ではない人が、農地の購入・賃借などの後に農地以外のものに転用)の許可が必要です。

違反転用には罰則があります

許可なく転用した場合や、事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・工事の中止や原状回復などの命令
- ・3年以下の懲役か300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金

☎ 町農業委員会 ☎ 286 - 3277